



# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版（for 企業法務）年2回刊

## 【Q & A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《社員の不倫》

**（秘書）** よく芸能人が不倫の発覚を理由に活動自粛をしています。会社の社員が不倫をしていることを理由に、懲戒処分をすることはできますか。

**（岡）** 最近是不倫に関するニュースが本当に多いですね。ただ、家庭内の問題と会社の問題は分けて考える必要があります。

**（秘書）** 具体的には何が違うのでしょうか。

**（岡）** 不倫は社会的・道徳的に非難される行為です。そして、配偶者との関係では不法行為にあたります。しかし、社員が不倫をしていることが発覚したからといって当然には懲戒処分はできません。

**（秘書）** なぜ懲戒処分をすることはできないのでしょうか。

**（岡）** 社員が誰と恋愛をするかは社員の私的な問題であり、会社が取り締まることはできません。懲戒処分は、会社が、企業秩序や職場規律を維持するために、これを乱した労働者に対し、就業規則に基づき行う制裁です。社員は私生活についてまで会社の一般的な支配に服するわけではなく、あくまで社員の不倫が企業秩序や職場規律に影響を与えているという場合に懲戒処分の対象になるだけです。

**（秘書）** 企業秩序や職場規律に影響を与えるとは具体的にはどのような事案があるのでしょうか。

**（岡）** 参考になる裁判例がいくつかあります。1つ目は、既婚者である自動車教習所のスクー

ルバスの運転手が未婚である女性教習生と不倫をし、それが噂になって教習所の社会的評価を毀損させ教習生が減少したとして懲戒解雇をしたものがあります。裁判所は当該懲戒解雇を無効としました。この事案では、あくまで噂が原因となったものであり一過性にすぎないこと、教習生側に原因があり再発の恐れはないなどの事情から解雇を無効としています。

**（秘書）** 他にも裁判例はありますか。

**（岡）** 消防署職員が同僚の妻と不倫をしたことを理由にした分限免職処分を有効としたものがあります。この事案では、不倫が長期間継続しており、それが原因で同僚夫婦が離婚をしたこと、当該スキャンダルが消防署員や市民に広がり抗議が殺到したことから業務に影響があったことなどの事情から分限免職処分を有効としています。

**（秘書）** 結局不倫が会社秩序等に支障を与えているか、その支障の内容や程度を踏まえて慎重に検討をする必要があるということですね。

**（岡）** その通りです！

東京支部長/弁護士

おか あつし  
岡 篤志



☎このコラムは2021年12月のメルマガで配信されました。



## 「インフルエンザ対策のための予防接種の義務付け」

社会保険労務士/松本雄介



Q:今年もインフルエンザの時期になりました。社員へインフルエンザの予防接種を義務付ける

ことは可能でしょうか？

A:予防接種法に基づき厚生労働省が発表している予防接種の実施要領について、「インフルエンザの予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものである」とされています。つまり、基本的には個人の任意で行うべきものですので、会社にて接種を義務付けたとして、拒否された場合、拒否した者に対し懲戒処分等を行おうものなら、懲戒権の濫用とされ会社が不利になる可能性が高いと考えられます。

たとえば、予防接種に対してアレルギー反

応を示す方もおられますし、体力が低下している方、妊娠中の方や個人の既往症によっては予防接種に対して慎重な判断が求められ、あるいは思いもしない副作用が生じないとも限りません。何か問題が起きたとき、会社にて強制していたとなれば、その責任を問われる可能性もあります。

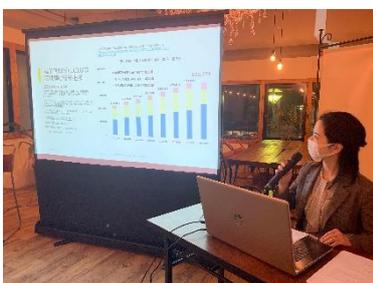
インフルエンザの予防接種の効果についても、発症時の症状緩和について一定の効果があるとされますが、感染を完全に予防できるわけではないそうです。

以上により、会社の取り組みとしては予防接種を推奨したり、福利厚生的にその費用の一部を補助するといった程度が限界かと思われます。

フクシマ社会保険労務士法人  
2015年より弊所と業務提携

☞このコラムは2021年11月のメルマガで配信されました。

## 第33回企業法務セミナー報告「オンラインビジネスをするときに気をつけたい法律～トラブルが起きてから後悔しないために～」



2021年11月11日に、第33回企業法務セミナー「オンラインビジネスをするときに気をつけたい法律～トラブルが起きてから後悔しないために～」を開催しました。講師は、弁護士/金重浩子です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ハイブリッド開催となりました。

今回のセミナーでは、これからオンラインビジネスを始めようと検討されている(または既に始

めている)企業・個人事業主の方向けに、オンラインビジネスをするときに気をつけたい法律を説明しました。

参加者様から、「今後、オンラインビジネスを始める方にとっては非常に有用であったと思います。」「消費者としても気を付けるべきことが分かり、参考になりました。」「話が聞きやすく、配布資料も見やすかったです。来年中ごろからオンラインビジネスを導入する予定です。その参考になりました。」など、高い評価を受けました。

次回は3月10日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。



弁護士 ON・OFF

第 48 回

弁護士 久井 春樹



加齢とともに体重が落ちにくくなりました。どんどん丸くなっているため、このままではいかんと思い、運動して体重を落とそうと思い立ちました。ただ、ジム等は何となく敷板が高そうで、感染症のことも考えると少し行きにくい……。外を走ろうか、どうしたものかと、思い悩んでいた時に、私の目に飛び込んできたのは、任天堂が開発した「リングフィットアドベンチャー」なるゲームで遊ぶ新垣結衣さんのCMでした。「とにかく可愛い……。それに楽しそう」。任天堂の広告戦略のカモとなった私は、早速リ

ングフィットアドベンチャーを購入しました。「子供も対象にしたゲームだし、まあ運動した気になるくらいかな」と軽く考えていましたが、全くそのようなことはありませんでした。このゲームは、プレイ前に伸縮性のあるリング状のコントローラー（通称リングコン）を押し込む力で、そのプレイヤーに対する適切な運動負荷を計測しているようです。この計測は正しいのでしょうか。初回は、プレイ後15分ほどで朽ち果ててしまい、翌日はしっかり筋肉痛になりました。

購入してからしばらく経過しましたが、運動しながら冒険をして敵を倒すというゲーム特有の楽しさがあって、まだ飽きずに続けています。さすがは任天堂だなと思いました。もし気軽に運動をしたいという方がいらっしゃれば、新垣結衣さんのCMをご覧の上、購入を検討されてみてはいかがでしょうか。

☞このコラムは2021年9月のメルマガで配信されました。

事務局コラム 第 48 回 「森の穏やかな巨人」 F.Y



ここ数年、類人猿（ゴリラ・ボノボ・チンパンジー・オランウータン・テナガザル）にぞっこんです。特にゴリラ。現在日本にいるゴリラは6機関に20頭。私のお気に入りには京都市動物園です。こちらには、上野動物園生まれのモモタロウ（父親）、京都市動物園生まれのゲンキ（母親）、そして長男のゲントロウと次男のキンタロウが暮らしています。

ゴリラと言えばキングコング？いえいえ、彼らは平和主義で、繊細、そして思慮深い生き物です。ゴリラが狂暴であるかのようなイメージは大きな誤解なのです。

例えばモモタロウ（父親）は「我慢強い性格」と言われています。キンタロウ（次男）

がまだ赤ちゃんだった頃、ゲンキ（母親）のガードが堅く、モモタロウはキンタロウに触らせてもらえませんでした。その頃モモタロウに許可されていたのは、見るだけ、それも遠くから。だから、たとえ近くでキンタロウがちょろちょろしていても、触りたい気持ちを抑え辛抱強く我慢をしていました。

その後、ゲンキの信頼を得てキンタロウに触れるようになってからも、小さなキンタロウを驚かせないように人差し指の第二関節の背中側を使って、そっと触れるモモタロウ。大きな体を屈めて、太くてずんぐりとした指を差し出す様子は、とにかく優しく、慈しみを感しました。

私の夢は、彼らの仲間が住むウガンダやルワンダで、野生のゴリラを観察することです。いつか彼らが住むジャングルで、彼らの世界を肌で感じてみたい。そんなことを考えています。

☞このコラムは2021年10月のメルマガで配信されました。



## 事務局通信

### ◆異動のお知らせ

2022年1月5日付をもって、それまで代表だった山下江は会長に、また、それまで副代表だった田中伸が代表に就任いたしました。

HPの新着情報にご挨拶を掲載しておりますので、ご覧ください。

今後ともより一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### ◆第34回企業法務セミナーのご案内



2022年3月10日(木)

18:30~20:00

\\企業経営者、経営幹部、  
法務担当のみなさま必見//

「ビジネスシーンでの著作権を  
わかりやすく~引用ルールを

知らずに安易なコピーでトラブルに~」

講師: 弁護士/笠原 輔

〈開催方法〉オンライン(Zoom)

〈受講料〉無料

〈受講特典〉顧問契約をして頂きますと、当初2か月間顧問料を無料とさせていただきます。

(※但し、作業時間は月3時間以内。)

### ◆企業法務サイトと支部サイトをリニューアル



お客様により快適に  
ホームページを使って  
頂けるよう、企業法務  
専門サイトと、各支部  
のサイトをリニューアル

しました。情報を整理し、分かりやすく見やすいレイアウトにしております。今後もコンテンツの充実に努めてまいります。

### ◆従業員支援プログラムがご好評頂いています



自社の従業員が職場外で抱える生活上の様々な問題の解決を、雇用者である企業が手助けすることにより従業員を支援する制度です。ストレスチェック対策の一つにもなり、弁護士によるEAPは、弁護士をリーズナブルに活用できる福利厚生となります。

### ◆メルマガ登録方法のご案内

本年より、ニューズター「KAIRO for BUSINESS」紙面版を年2回発刊とさせていただきます。メルマガは月1回配信しており、紙面版より早く情報をお届けできますので、この機会にメルマガ登録をお願いいたします。登録はコチラ



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

#### 《広島本部》

〒730-0012

広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652  
電話受付:平日9時~18時、土曜10時~17時

#### 《福山支部》

〒720-0067

福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F  
TEL084-993-9041 営業時間:平日9時~18時

#### 《呉支部》

〒737-0051

呉市中央 2-5-2 NSビル 703  
TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。

〈初回相談無料〉電話相談・オンライン相談可  
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

#### 《東広島支部》

〒739-0043

東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1  
TEL082-423-1511 営業時間:平日9時~18時

#### 《岩国支部》

〒740-0022

山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402  
TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時~18時

#### 《東京虎ノ門オフィス》

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 1-5-8 虎ノ門1ビル 803  
TEL03-6632-5355 営業時間:平日9時~18時